様式第十三号（第十条の十四関係）

横浜市資事指令第３０１１号
令和 ６ 年 ５ 月 １ 日

許可番号　第０５６５０００５５４６号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

住　所　大阪府高槻市上田辺町１９番８号

氏　名　都市クリエイト　株式会社
代表取締役　前田　晋二　　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

横　浜　市　長　　山　中　竹　春

横浜市長印 資源循環局専用

許　可　の　年　月　日　　令和 ６ 年 ４ 月 １ 日
許 可 の 有 効 年 月 日　　令和１１年 ３ 月３１日

１．事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類
（１）収集・運搬（積替え及び保管を除く）
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、鉱さい(※)、ばいじん(※)、燃え殻(※)、廃油(※)、汚泥(※)、廃酸(※)、廃アルカリ(※)　以上１０種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）
(※)の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成３１年 ４ 月 １ 日　新規許可
令和 ６ 年 ４ 月 １ 日　更新許可

５．積替え許可の有無　　有・無

市名　　許可番号

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

許可番号　第０５６５００００５５４６号

別表

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

特定有害産業廃棄物の種類

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

〔○（積替え保管を除く）又は●（積替え保管を含む）：左欄の有害物質を含む　－：対象外〕

有害物質＼廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃ｱﾙｶﾘ	鉱さい	ばいじん
水銀又はその化合物	－	○	－	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	－	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	－	○	○	○	○
有機燐化合物	－	○	－	○	○	－	－
六価クロム化合物	○	○	－	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	－	○	○	○	○
シアン化合物	－	○	－	○	○	－	－
トリクロロエチレン	－	○	○	○	○	－	－
テトラクロロエチレン	－	○	○	○	○	－	－
ジクロロメタン	－	○	○	○	○	－	－
四塩化炭素	－	○	○	○	○	－	－
１，２－ジクロロエタン	－	○	○	○	○	－	－
１，１－ジクロロエチレン	－	○	○	○	○	－	－
シス－１，２－ジクロロエチレン	－	○	○	○	○	－	－
１，１，１－トリクロロエタン	－	○	○	○	○	－	－
１，１，２－トリクロロエタン	－	○	○	○	○	－	－
１，３－ジクロロプロペン	－	○	○	○	○	－	－
チウラム	－	○	－	○	○	－	－
シマジン	－	○	－	○	○	－	－
チオベンカルブ	－	○	－	○	○	－	－
ベンゼン	－	○	○	○	○	－	－
セレン又はその化合物	○	○	－	○	○	○	○
１，４－ジオキサン	－	○	○	○	○	－	○
ダイオキシン類	○	○	－	○	○	－	○